

静岡文化芸術大学社会人聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則第56条の規定に基づき、社会人聴講生に関し、必要な事項を定める。

なお、静岡県西部高等教育ネットワーク会議が設置する静岡県西部8大学共同授業科目を聴講する社会人聴講生に関し必要な事項については、別に定める。

(聴講許可)

第2条 社会人聴講生として聴講を志願する者（以下「聴講志願者」という。）があるときは、教授会の議を経て、学長が聴講を許可する。

2 全学共通科目、資格取得課程科目を出願した社会人聴講生の審議は、担当教員が専任教員の場合は当該教員の所属する学部の教授会、担当教員が非常勤講師の場合は文化政策学部教授会において行う。

(聴講資格)

第3条 社会人聴講生として志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、外国人である志願者の場合は、本学社会人聴講生となることにより在留資格を得ようとする者を除く。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (3) その他社会人としての実務経験があり、学長が特に認める者

(許可の時期)

第4条 聴講は、学年又は学期初めに授業科目ごとに許可する。

(聴講の志願)

第5条 聴講志願者は、次の各号に定められた書類により、学長に願い出なければならない。

- (1) 社会人聴講生願書
- (2) 履歴書
- (3) 外国人にあっては、聴講期間を満たす在留資格を有することを証する書類
- (4) その他指定する書類

(費用の負担)

第6条 聴講を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納入しなければならない。

2 演習、実習等に要する特別の費用は、社会人聴講生の負担とする。

(聴講許可証の交付)

第7条 聴講料を納入した者には、聴講許可証を交付する。

(許可の取消)

第8条 社会人聴講生として不相当と認められたときは、学長は、第2条に基づき許可の審議を行った教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第9条 静岡文化芸術大学学則中、学生に関する規定は、社会人聴講生に準用する。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育研究審議会の意見を聴いて学長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年12月14日から施行する。